

第1回 静岡市防災協会法人化検討委員会

日時 平成29年7月26日(水)
午前10時から
場所 静岡市消防局5階 会議室

内 容

- 1 (公益社団法人) 相模原市防災協会の視察結果について (報告)
- 2 目指す法人について
 - (1) 法人とは
 - (2) 法人化のメリット
 - (3) 法人化のデメリット
 - (4) 法人化による課題解決策
 - (5) 法人化により強化される具体的事業及び新規事業
- 3 今後のスケジュール

1 公益社団法人 相模原市防災協会の視察結果について (報告)

- (1) 公益社団法人 相模原市防災協会の視察内容
 - ① 日時 平成29年1月24日(火) 13時00分から
 - ② 場所 公益社団法人 相模原市防災協会 (相模原市消防本部内)
 - ③ 内容 ア 法人の概要
イ 事業実績
ウ 法人化によるメリット
エ 法人化後の課題点 など

(2) 静岡市防災協会と(公社)相模原市防災協会との比較

項目	公益社団法人 相模原市防災協会	静岡市防災協会
会員	正会員19団体910事業所・賛助会員97事業所	正会員570事業所(危険物302、防火管理268) 賛助会員13事業所
役員 (非常勤)	理事長1名、副理事長2名、理事6名、 監事2名	会長1名、副会長6名、相談役1名、顧問2名、 参与1名、理事68名
事務局 (常勤職員等)	事務局長(常務理事)1名、事務局職員2名、 嘱託職員6名、経理担当1名、 庶務担当1名、臨時職員1名	事務職員2名 予防課員4名(事務局長予防課参事、他係長3 名)
会費	1事業所 約5,000円	危険物部会 4,000円~45,000円 防火管理部会 4,000円~35,000円 賛助会員 15,000円
H27年度歳入 (内訳)	6,130万円(会員会費 約480万円、事業収益 約 4,320万円、市補助金 約1,320万円)	1,086万円(会員会費 約586万円、負担金 61万円、 事務委託金 63万円、雑収入 78万円、事業積立金 150万円、繰越金 146万円)
事業収益内訳	ア 防災講習等事業(自衛消防業務講習・防 火管理講習・応急手当普及講習など)約3,700 万円 イ 防災備蓄等維持管理調査事業 約278万円 ウ 防火訪問等事業(高齢者宅訪問)約215万円 エ 消防庁舎見学案内事業 約100万円	ア 委託金 約63万円(消防関係試験受験願書常 備等事務委託金・危険物予備講習、保安講習等事 務委託金)、イ 雑収入 約78万円(危険物取扱 者試験必携販売代金等・防火管理等講習関係事務 手数料・県証紙販売手数料)

(3) 相模原市防災協会法人化のメリット

- ① 既存組織の強化と活性化を効果的に行うことができるとともに、地域防災力の向上に対し好ましい影響を与えることができる。
- ② 公益法人としての独自性や主体性が発揮できたことにより、市民の要求に応じた柔軟な活動が展開できる。
- ③ 組織の対外的信用が著しく向上することにより、既存事業をはじめ今後展開する事業の意義が一層高まる。
- ④ 行政の事業を受託することにより、市民と行政が一体となった事業が実施できるとともに、簡素で効果的な行財政運営の推進と有能な人材の活用が図れる。

(4) 一般社団法人から公益社団法人への移行後の課題

- ① 一度、公益社団法人になったら、再び一般社団法人には戻れない。
- ② 市からの補助金、委託事業の見直しにより、収入額が減額される傾向にある。
- ③ 公益社団法人は、その公益性を保つため、経理事務が複雑かつ厳密になることから、公認会計士の資格を持った者が必要である。
- ④ 公益社団法人より一般社団法人の時のほうが、業務に自由度があり運営しやすい。(経理処理が簡単)
- ⑤ 自衛消防業務講習や防火・防災業務講習を受託して収益をあげないと、常勤職員の給与が困難となる。

(5) 視察を終えての所感

公益社団法人相模原市防災協会の視察に際し、任意団体から一般社団法人への移行（平成9年4月）、一般社団法人から公益社団法人への移行（平成24年4月）及び事業内容から予算規模まで、詳細にご教示をしていただくことができました。

特に、公益社団法人への移行に際しては、メリットはもとより課題となる部分について、懇切丁寧にすべてお話しただけたことは、今後の法人化への検討に大きな意味を持つものとなった。

現在の静岡市防災協会も（公社）相模原市防災協会の、組織運営を参考に検討を実施し、最良の方向性を会員の皆様に示し理解を求め、静岡市防災協会がさらに飛躍し、市民の皆さんに安全安心を提供できるよう目指していきたい。

2 目指す法人について

(1) 法人とは

ア 営利法人

営利とは利益をその構成員（社員）へ分配

会社法は株式会社、合名会社、合資会社、合同会社

イ 非営利法人

(ア) 社団法人（一般社団法人・公益社団法人）

(イ) 財団法人（一般財団法人・公益財団法人）

(ウ) NPO法人（一般のNPO法人・認定NPO法人） がある。

(2) 法人化のメリット

ア 法人格を持つ団体として社会的信用度が向上できる防火・防災思想の普及、啓発をさらに強化することができる

イ 法人名で各種の契約（銀行口座の開設、事務所の貸借、従業員の雇用など）が行えるようになる。（任意団体では銀行口座の開設など対外的な契約が代表者の個人名義で行わなければならないため、代表者が変わるとともに口座の名義変更が必要。）

ウ 会員に対し、より質の高いサービスが提供できる

エ 法人格取得により行政からの受託や事業団体に登録でき各種講習会を開催できる

オ 損害賠償の責任も、法人が負うことになり代表者のリスクを軽減できる

カ 事務局に職員を採用し、講習等で事業収入を得やすくなる

キ 認定を受ければ、公益法人への移行も可能となる

(3) 法人化のデメリット

- ア 法律上定められた書類作成など事務手続きが増える。
- イ 経理処理は法人として行うことになるので、任意団体より難しくなる。
- ウ 代表個人の契約から法人名義の契約に変更する必要がある
- エ 事業内容に応じた職員が必要になる。

(4) 法人化による課題解決策

- ・会員の減少…事業内容が広範することにより充実し、他業種の入会が期待できる
- ・歳入の減少…各種講習会の実施により、事業収入の増加が見込まれる
- ・独自性、主体性が不明確…法人化により社会的認知度が高まり、事業の独自性、主体性が明確となる

(5) 法人化により強化される具体的事業及び新規事業（案）

1 強化される事業

- ① 消防及び防災に関する知識の普及及び啓発事業
(火災予防イベント等を通じた予防啓発事業)
- ② 視察研修事業（先進都市の視察研修）
- ③ 防火・防災に関する指導育成事業（防災活動講習会、消火競技大会など）
- ④ その他、防災協会の目的達成のための事業（優良事業所表彰など）

2 新規事業（案）

- ① 消防・防災に関する各種講習会の開催
(自衛消防業務（新規・再）講習会、防火・防災管理者（新規・再）講習会など)
- ② 業種別の専門性を高めた自衛消防隊員研修

3 今後のスケジュール（案）

- (1) H29.5 正副会長が全員揃う表彰委員会で、法人化の是非を検討するため「特別委員会」設置を理事会に上程する旨の了解をいただいた。
- (2) H29.6 理事会で視察内容の報告及び法人化の是非を検討するため「特別委員会」を設置することを上程し議決をえる。
- (3) H29.7～特別委員会（法人化検討委員会）において、法人化の是非を検討（数回実施）
- (4) H30.4～ 検討結果「是」の場合、理事会、総会で議決をいただき、特別委員会（法人化準備委員会）において法人化（案）の作成・検討（数回実施）
- (5) H31.4 法人化（案）を理事会、総会で議決
- (6) H〇.〇 法人化（一般社団法人）移行準備手続きの開始
- (7) H〇.〇 法人化（一般社団法人）の設立、事業開始